

# 時の動き

## 幻の平和憲法 / 『大島大誓言』

フリージャーナリスト 島村 耕三

### 参院選で改憲派が三分の一

7月に実施された参議院議員選挙で自民、公明、おおさか維新などいわゆる改憲党派が総議席の三分の二を獲得した。この結果を得て安倍晋三首相は憲法問題について衆参両院の憲法審査会で議論する用意があることを明らかにした。

### 平和憲法を否定する安倍首相

安倍首相は「戦後レジームからの脱却」を掲げるなどタカ派色を強めかねてより憲法改正に執心。それは一昨年6月の憲法改正国民投票法や昨年9月に強行採決された集団的自衛権行使を

容認する安全保障関連法などの成立を見れば明らか。これらは憲法改正を視野に入れた布石だからだ。したがって安倍首相の「戦後レジームからの脱却」とは、究極的には平和憲法の否定にほかならない。

### 変えてはならない

#### 現行憲法の核心

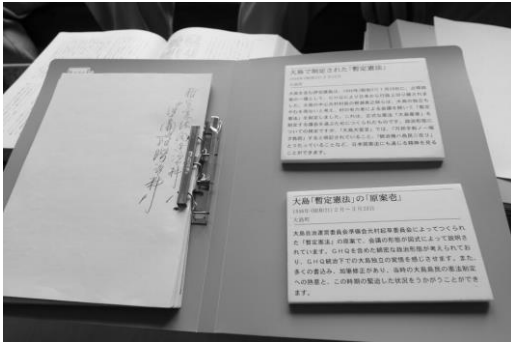
たしかに我が国憲法は敗戦直後の混乱した情勢下で制定されたため問題点も少なくない。また、憲法といえども不磨の大典でもない。ただし現憲法の核心である『戦争放棄』『基本的人権』『主権在民』、この精神はいかな

る場合でも守らなければならない。我が国憲法は先の大戦の反省と犠牲になつた人々の血で贖われた憲法だからだ。

### 伊豆大島にあった

#### 平和憲法制定の動き

じつは我が国の現憲法を先取りするように伊豆大島にはすでに平和憲法制定の動きがあつたことはあまり知られてない。もつとも分離通告から撤回までのわずか五十数日で消滅した憲法だったため無理ないかも知れない。『大島憲章』とも『大島暫定憲法』ともいわれる『大島大誓言』は1946年3月に制定された。これは、我が国現憲



大島町役場保管の『大島大誓言』のコピー（左）と解説文（右）

法の施行は47年5月であったから一年も早いことになる。紙数の関係から大誓言の条文は省略するが、大誓言は第一章統治権、第二章議会、第三章執政一から成っている。そして統治権は島民にあるとする主権在民、議会は立法と行政を兼ね、議員任期は三カ年とする、執政長は首長として大島を代表する一などを規定している。

### 『大島大誓言』制定の背景

同誓言制定の背景には伊豆諸島は日本国から分離し、日本国政府の行政権が及ばないとするGHQの占領政策があった。この方針によって早くも1945年11月、奄美大島はGHQに信託統治され、軍政が執られた。ただし伊豆諸島はGHQに統治されるものではなく、監督はするが統治は島民自身が行うという方針で臨んだ。

かくして1946年1月、日本国の主権や行政権から切り離され、一朝にして独立国となった伊豆諸島。島民にとつてまさに青天の霹靂。驚きのほかはない。まして自分たちの手で国造りを、といわれてもまるで雲をつかむようにはななし。とはいえ大島の行政権確立は待ったなし。柳瀬善之助村長(当時)はただちに村民有志を召集して協議会を発足し、立法、行政、司法に関する原案作成に着手する。そして成立したのが二三条から成る『大島大誓

言』だ。

むろんモデルケースもなくほとんど手探り状態。成立までには紆余曲折があった。ただ有志のなかに戦前は非法であった政党の黨員がおり、彼の主権在民、人権尊重などの提言は貴重なものであった。

### 幻となった『大島大誓言』

しかし結局『大島大誓言』は施行されず幻の憲法となった。都側が伊豆諸島は東京都の一部であり軍事施設がなく、島民は本土復帰を求めているなどをGHQに認めさせ、1946年3月に行政権分離が撤回されたからだ。

『大島大誓言』が画期的なのは現憲法に匹敵する条文を盛り込んだだけでなく、学者や専門家に頼らず島民自身の知恵と創意によって制定されたという点もある。

(しまむら こうぞう)